

新潟市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第62号

新潟市契約規則の一部を改正する規則

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第3号中「要する契約」の次に「（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）」を加える。

第32条第1項第2号を次のように改める。

（2） 次に掲げる場合において、契約書を作成しないことが慣行となっており、かつ、他の文書により契約の締結について疑義が生じないとき。

ア 公有財産を取得する場合

イ 給食施設等における給食に係る賄材料を購入する場合

ウ 美術館における美術品及び美術に関する資料を借り受け、又は貸し出す場合

エ 道路陥没の修繕のための契約その他の緊急を要する契約（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）をする場合

第32条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、道路陥没の修繕のための契約その他の緊急を要する契約（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）をするときは、当該契約の相手方から請書を提出させることを省略することができる。

第32条に次の1項を加える。

- 3 前項ただし書の規定により、請書を提出させることを省略する場合であつても、契約の適正な履行を確保するため、契約に必要な事項を記載した書類により契約の締結について疑義が生じないようにしなければならない。

第40条第2項ただし書中「50万円以下」を「50万円未満」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年2月18日から同年7月31日までの間に、契約書を省略し、又は請書を省略し、契約に必要な事項を記載した書類を提出したものについては、道路陥没の修繕のための契約その他の緊急を要する契約（市民生活の安全を確保するもの又は周囲への環境に支障を及ぼすものに限り、法令その他の規定により契約書の作成を要するものを除く。）に限り、改正後の第32条第1項第2号エ又は同条第2項ただし書若しくは同条第3項に基づいて行われたものとみなす。

(新潟市財務規則の一部改正)

- 3 新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

14	工事請負費	契約を締結するとき。	契約金額	
----	-------	------------	------	--

」

を

「

14	工事請負費	契約を締結するとき、又は請求の あつたとき。	契約金額又は請求 のあつた額	
----	-------	---------------------------	-------------------	--

」

に改める。

別表第4の5の項から7の項までを次のように改める。

5 役務費	(1) 契約書（契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたものを含む。以下同じ。）の作成を省略するもの (2) 電話等の新設に係るもの以外のもの
6 委託料	(1) 契約書の作成を省略するもの (2) 区役所の建設課、地域土木事務所、地域下水道事務所又は下水道管理センターが執行する安全確保等のため緊急を要する業務委託で、100万円未満の随意契約により行うもの
7 使用料及び賃借料	契約書の作成を省略するもの